

情報法制学会 第5回研究大会 イベントレポート

情報法制学会 事務局

はじめに

2021年12月11日（土）、情報法制学会 第5回研究大会が開催された。昨年に引き続き、新型コロナウイルス対策の必要性を鑑みてオンラインにて実施することとなったものの、当日は多くの参加者の方にご視聴いただいた。

一般財団法人 情報法制研究所（JILIS）は、共催という形で本大会の運営に携わった。ここでは、大会当日の様子を振り返ることとしたい。なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

新保 史生氏（情報法制学会代表、慶應義塾大学教授）の挨拶で開会すると、さっそく、公募に応じて報告希望のあった以下4テーマについて講演が行われた。

公募報告1「近年の電気通信実務における『通信の秘密』の諸論点」

今井 達也氏（京都大学大学院法学研究科）は、はじめに、総務省が今年公表した「同意取得の在り方に関する参照文書」における「有効な同意」に関し、通信の秘密の取得・利用等を適法化する「有効な同意」であるかどうか（同意取得の在り方として適正かどうか）は個別事例におけるリスクに比例して評価が変わり得、事業者によるリスク評価の実施が必要とされていると説明した。

そのうえで、リスク評価の基準や対応方針を適切に設定すること、いかなる同意の取得方法が適当かを検討する際に、実現する法益（目的の正当性）を考慮すること等、事業者がリスク評価の実施にあたって留意すべき点について考察した。

公募報告2「ワクチン接種情報の取扱いにおける労働法・個人情報保護法・医事法の交錯」

吉峯 耕平氏（田辺総合法律事務所弁護士）は、安全配慮義務の実施等に必要なワクチン接種情報の取扱いにかかる法規制を確認したうえで、ワクチン接種情報は要配慮個人情報には該当せず、本人からの直接取得に際して同意取得は不要だとし、合理的な利用目的の設定が重要だと述べた。一方で、実務上、対従業員では利用目的が明確に特定されていないという現状も指摘した。

また、ワクチン関連の業務命令については、接種情報の開示を求めることは許容されるだろうとしつつ、接種、検査受診、感染情報の報告を求める命令については議論のあるところであり、自由との調整を正面から行う必要があるとして、講演を結んだ。

公募報告3「AI・ロボット・自動運転をめぐる事故の民事訴訟上の課題」

長島 光一氏（帝京大学法学部 講師）は、まず、AI・ロボット・自動運転の実装によってどういう事故が起きるかを、情報取得時、情報保有時、情報利用時のトラブルごとに整理し、そうしたトラブルを解決するための民事訴訟において発生する問題として、当事者選択や訴訟選択の問題、事故発生場所とその管轄地の問題、証拠の偏在の問題等を挙げた。

また、訴訟法上の問題として電子証拠の改変可能性や改変されていた場合の評価等を取り上げるとともに、実体法上の問題として完成品を前提とした責任構造の限界等を挙げ、新しい技術の導入という社会的要請と権利利益の保護の必要性とをバランスさせながら、法的責任の分担の在り方について検討すべきではないかとまとめた。

公募報告 4「労働者情報の収集・利用に関する法的検討：適法化根拠を中心に」

岡村 優希氏（情報通信総合研究所 主任研究員）は、労働契約上の同意を得る行為で個人情報保護法上の同意を同時に取得できるかについて検討した。

検討の前提として、個別同意、就業規則、労働協約の性質ならびに労働法上および個人情報保護法上の同意の趣旨を説明した。当該前提を踏まえ、労働法上、熟慮期間や書面による明示的な同意等が求められる個別同意により（個人情報保護法上の同意の）同時取得が可能だとする一方、裁判所による後見的介入を前提に形式的同意さえ不要とする就業規則では難しいと述べた。労働協約については基本的に同時取得が可能だとしながら、ユニオンショップ協定が締結されている等の場合は、労働者個人の消極的同意を観念することが困難であることから、同時に取得することはできないと結論付けた。

続いて、招待報告者 3 氏による講演が行われた。

報告 1「自動運転車のトロック問題と＜設計上の欠陥＞」

平野 晋氏（中央大学 教授）は、製造物責任法の考え方にトロック問題のようなジレンマ状況を当てはめて検討を行った。

まず、米国不法行為法 第三次リステイメントに基づき、3つの欠陥基準（製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示警告上の欠陥）を紹介したうえで、設計上の欠陥、すなわち設計上組み込まなかったことが欠陥に該当するか否かの基準として、“dual requirement（理に合った代替設計案（RAD: reasonable alternative design）＋代替設計案の不採用が理不尽に危険な製品にしてしまったこと）”が判例法上採用されていると説明した。なお、仮に危険を回避できるとしても、より大きな危険を惹起するような代替設計案は認められないと補足した。

そのうえで、30名の子どもが乗車しているスクールバスが、1名が乗車している自動運転車の走行レーンに突如飛び出してきた場合、自動運転車がスクールバスにぶつかるか（進路1）、欄干を越えて橋から落ちるか（進路2）の選択肢を取らなければいけない状況を具体的なシーンとして挙げ、どちらを取るよう設計すべきかと問題提起した。功利主義的な基準であると解釈すれば、進路

2は1名の命を犠牲にして30名の命を救うため reasonable であり、設計上の欠陥ではないという仮説を示した。一方、[絶対的]義務論的な基準（多数の命を救うために少数の命を道具として犠牲にすることは許されないとする考え方）であると解釈すれば、たとえ1名の命でも犠牲にすることは許されないことになるが、進路2を取ると30名の命が犠牲になることから、いずれの場合も設計上の欠陥に当たるのではないかと述べた。

上記の事例検討を踏まえ、功利主義的な基準と解釈するほうが機能するのではないかとしつつ、自動運転車に乗る消費者側の期待、スクールバスのようなバイスタンダー（製品から受益がない人）側の期待も考慮すべきだとし、今後の議論が必要であるとまとめた。

報告 2「『私生活上の自由』と『具体的な危険』：住基ネット最高裁判決を再読する」

斉藤 邦史氏（慶應義塾大学 准教授）は、住基ネット最判（H20.3.6）の中で示された「（住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずには又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される）具体的な危険」の意味について検討した。

「具体的な危険」を媒介とし、実害が生じていない段階でも個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由の侵害が肯定されるという憲法学説における読解を紹介したうえで、異なる法的構成を取っているマイナンバー訴訟における高裁・地裁判決を以下のとおり説明した。

① 「開示又は公表」同視説（福岡高判 R 3.9.29）

最高裁判決を踏襲しているように見えるものの、番号制度は識別性が高く、特定個人情報には秘匿性の高い情報が含まれている等、「具体的な危険」を「侵害」と同視すべき補充根拠に言及しており、救済が限定される。

② 「自由」侵害態様拡張説（大阪地判 R3.2.4）

私生活上の自由は開示または公表されない自由に限られず、収集・保有・管理または利用されない自由が含まれるとし、住基ネット最判の「具体的な危険」とは開示・公表以外にも危険があることに言及しているとするものである。

③ 「法的保護に値する利益」説（名古屋高判 R3.10.27）

これは、憲法 13 条による自由の外に、個人に関

する情報をみだりに利用されないという法的保護に値する利益として切り出すものである。

④ 妨害予防請求説（仙台高判 R3.5.27）

極めて民事訴訟的な発想で割り切り、「具体的な危険」は違法性判断の基準そのものではなく、「侵害のおそれの基準として機能し、具体的な危険がある（＝侵害のおそれがある）場合に妨害予防請求が行えるとするものである。

続いて、憲法における「私生活上の自由」に関する各説を紹介したうえで齊藤氏は、私生活上の自由は一般的自由（客観的原則）説と解する見解を述べた。すなわち、公権力に対する統制を評価・設計する局面において尊重すべき原則を示し、広く保護や救済につなげる趣旨だと解することで、大阪地判のように、管理や利用という場面においても憲法 13 条の保護対象とできるのではないかとまとめた。

報告 3 「インターネット上の違法情報対策の共同規制的転回について」

曾我部 真裕氏（京都大学 教授）は、日本におけるこれまでの権利侵害情報対策について、プロバイダ責任制限法の下で削除という個別の行為に焦点を当て、その促進を図ってきた経緯等を概観した。一方、欧州では、ドイツのネットワーク執行法や DSA 法案等、透明性やアカウントビリティを要求することでプロバイダの対応を促す方向性に向かっていると紹介したうえで、近年、日本でも、権利侵害の深刻化、AI による監視技術の登場、誹謗中傷により命を絶つ事件の発生等をうけて欧州のような共同規制モデルへの転換が行われているとし、総務省におけるプラットフォームサービスに関する研究会の議論を取り上げた。

プラットフォームサービスに関する研究会は、誹謗中傷対策に関するヒアリングを主要 SNS 事業者に対して実施し、透明性やアカウントビリティの確保、AI の活用、啓発活動の展開、削除以外の対応（熟慮促進表示等）等に関する状況について回答を求め、その回答を公表するとともに、回答に基づいて事業者の評価を行っている。

ヒアリングを踏まえた中間とりまとめ（2021 年 9 月）では、事業者による自主的な取り組みが重要だとされ、罰則導入に対して否定的であるものの、事業者による透明性等の確保が果たされない場合は一定の行政関与が必要だとするとともに、次回以降のモニタリングでも依然として自主的な報告が行われない場合は行政関与について具体的な検討が必要であるとして、総務省の強い姿勢が

示されていると説明された。

上記の動きについて曾我部氏は、事業者における体制整備に着目した共同規制モデルへの転換は、欧州との足並みを揃えるという観点で実際上の意味があると評価した。一方で、日本には法律上の根拠がない点を指摘し、法的根拠なしにどこまで一定の対応を事業者に対しデフォルトとして要求できるかについては、検討が必要だと述べた。

また、継続的なモニタリングを法令の裏付けなく実施することについて疑問を呈し、法的根拠がない状態では評価基準が曖昧となり、事業者の予測可能性を奪うとして懸念を示した。事業者の十分な対応を引き出すという観点でも、今回のモニタリング結果がどうであれ、立法を検討することが望まれるとまとめた。

JLIS 報告 「個人情報保護法研究タスクフォース _ 企業データベース事業 WG」

最後に、一般財団法人 情報法制研究所（JLIS）から、「個人情報保護法研究タスクフォース 企業データベース事業 WG」の活動にかかる報告が行われた。

まず、高木 浩光氏（JLIS 理事、国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員）より、以下のとおり説明があった。

当該 WG では、2021 年 1 月に「個人情報保護法の令和 2 年改正に伴う企業データベース事業への影響に関する検討（提言に向けた中間整理）」を発表し、個人情報保護法の令和 2 年改正に伴う改正施行令（案）および改正施行規則（案）等に対してパブリックコメントを提出している。

企業データベース事業とは、企業の経済活動、組織および人に関する様々な情報（企業関連情報）を、法定開示資料、自発的発信、個別取材等から収集・整理し、他事業者・官公庁等に「企業データベース」として提供する事業を指す。企業データベースから得られる情報は企業の与信判断や評価等の様々な意思決定に利用されているが、令和 2 年改正で名簿屋対策として設けられたいわゆる「二重のオプトアウト禁止規定」により、二段階オプトアウトによる提供が認められなくなり、企業データベース事業に制限が生じるのではないかと懸念から、タスクフォースでの検討がスタートしている。

先述の「個人情報保護法の令和 2 年改正に伴う企業データベース事業への影響に関する検討（提言に向けた中間整理）」では、提供される情報は法人等に関する情報であって個人に関する情報では

ないとし、また、当該情報に個人情報が含まれるとしても、個人データではないと整理している。後段の整理は、提供される法人等に関する情報は法人を評価・選別することを可能にするものであって、個人に関する情報のデータベースとして体系的に構築されたものではなく、個人情報保護法の個人データにかかる義務の対象外とする解釈を根拠にしている。

また、令和2年改正法の28条5項に基づき、本人が個人情報取扱事業者に対して開示請求を行うことができる情報に第三者提供記録が加えられ、本人の個人データが誰に提供されたかといった情報の開示が事業者に義務付けられることとなっている。この規制が企業データベース事業に適用される場合、誰に販売したかを企業データベース事業者は明示しなければならなくなってしまうという課題が存在した。これについて高木氏は、ガイドライン（案）において、不開示にできる場合として企業データベース事業が記載されたことで懸念は解消されたものの、名簿屋対策を行う理屈が成立しなくなるのではないかと指摘した。

当該WGでは、企業データベース事業についてGDPRやCCPA / CPRAではどう整理されているかを別途調査しており、伊澤 太郎氏（株式会社ユーザベース）が調査結果について以下のとおり説明した。

GDPR上、企業情報の中に含まれる役員等の情報は個人情報として位置付けられており、その取扱いについては管理者または第三者の「正当な利益（企業情報データベース事業でいえば、自身が経済的利益を得ること、ユーザーが正しい情報に基づく意思決定を行うこと等）」を法的根拠として認められている。「正当な利益」を根拠とする取扱いについては、LIA（Legitimate Interest Assessment）による利益衡量や、本人の権利行使を容易にする情報提供、異議申し立ての仕組み等を通じて本人保護が図られており、二重のオプトアウトについては日本と同様の規制はない。

米国のCCPA / CPRAにおいても、オプトアウト制度の下で個人データの取扱いが認められており、オプトアウトの権利およびその権利行使を可能とする情報提供により本人の保護が図られている。CCPA / CPRA上も、二重のオプトアウト禁止規定のような一律規制は存在しない。

海外制度と比較したうえで伊藤氏は、日本法はクリアな座組みではあるものの、情報の性質を切り分けずに一律に規律してしまうのはどうかと問題提起し、情報の種類を踏まえて取扱いが分かれるような枠組みで対応し、情報提供や異議申し立てで権利保護を図っている点で海外制度からの示唆があると指摘した。また、海外の企業データベース事業者が日本でも同様に事業を展開しようとする場合、「二重のオプトアウト禁止規

定」により展開が困難になり、国内外でイコールフットイングが図られない点に懸念を示し、報告を結んだ。

紙面の都合上紹介することは叶わなかったが、活発な質疑応答を通して各報告に対する理解が深められたことを記しておきたい。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に敬意と謝意を表し、本大会の開催レポートとした。

情報法制学会 第 5 回研究大会

日時：2021 年 12 月 11 日（土）10:00 ～ 17:55

会場：オンライン開催

共催：一般財団法人 情報法制研究所 (JILIS)

プログラム

司会：水谷瑛嗣郎（関西大学 准教授）

10:00 ～ 10:05	開会挨拶 新保 史生（情報法制学会 代表、慶應義塾大学 教授）
10:05 ～ 10:40	公募報告 1 「近年の電気通信実務における「通信の秘密」の諸論点」 今井 達也（京都大学大学院 法学研究科）
10:40 ～ 11:15	公募報告 2 「ワクチン接種情報の取扱いにおける労働法・個人情報保護法・医事法の交錯」 吉峯 耕平（田辺総合法律事務所 弁護士）
11:15 ～ 11:25	休憩
11:25 ～ 12:00	公募報告 3 「AI・ロボット・自動運転をめぐる事故の民事訴訟上の課題」 長島 光一（帝京大学 法学部 講師）
12:00 ～ 12:35	公募報告 4 「労働者情報の収集・利用に関する法的検討：適法化根拠を中心に」 岡村 優希（情報通信総合研究所 主任研究員）
12:35 ～ 13:30	昼食
13:30 ～ 14:20	報告 1 「自動運転車のトロッコ問題と〈設計上の欠陥〉」 平野 晋（中央大学 教授）
14:40 ～ 15:15	報告 2 「『私生活上の自由』と『具体的な危険』：住基ネット最高裁判決を再読する」 齊藤 邦史（慶應義塾大学 准教授）
15:10 ～ 15:20	休憩
15:20 ～ 16:10	報告 3 「インターネット上の違法情報対策の共同規制的転回について」 曾我部 真裕（京都大学 教授）
16:10 ～ 17:00	JILIS 報告「個人情報保護法研究タスクフォース_企業データベース事業 WG」総論 高木 浩光（JILIS 理事、国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員）
17:00 ～ 17:50	JILIS 報告「個人情報保護法研究タスクフォース_企業データベース事業 WG」海外調査報告 伊澤 太郎（株式会社ユーザベース）
17:50 ～ 17:55	閉会挨拶 新保 史生